

事務連絡
令和3年4月27日

日本臨床検査学教育協議会 殿

厚生労働省医政局医事課

臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願ひいたします。

事務連絡
令和3年4月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局医事課

「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」の一部訂正について

「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」(令和3年3月31日付け医政発0331第85号厚生労働省医政局長通知)が発出されたところですが、その内容の一部に下記の通り誤りがございましたので、別添により差替えをお願いいたします。

記

誤 (改正)	正 (改正)								
1頁 <u>令和3年3月31日</u> <u>医政発0331第85号</u>	1頁 <u>医政発0331第85号</u> <u>令和3年3月31日</u>								
9頁 別表2 教育上必要な機械器具、標本及び模型	9頁 別表2 教育上必要な機械器具、標本及び模型								
<table border="1"><thead><tr><th>教育分野</th><th>教育内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>専門基礎分野</td><td>医療工学及び<u>情報科学</u></td></tr></tbody></table>	教育分野	教育内容	専門基礎分野	医療工学及び <u>情報科学</u>	<table border="1"><thead><tr><th>品目</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>専門基礎分野</td><td>医療工学及び<u>医療情報</u></td></tr></tbody></table>	品目	数量	専門基礎分野	医療工学及び <u>医療情報</u>
教育分野	教育内容								
専門基礎分野	医療工学及び <u>情報科学</u>								
品目	数量								
専門基礎分野	医療工学及び <u>医療情報</u>								
12頁 教育上必要な機械器具、標本及び模型	12頁 教育上必要な機械器具、標本及び模型								
<table border="1"><thead><tr><th>品目</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>血圧計</td><td><u>1</u></td></tr></tbody></table>	品目	数量	血圧計	<u>1</u>	<table border="1"><thead><tr><th>品目</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>血圧計</td><td><u>2</u></td></tr></tbody></table>	品目	数量	血圧計	<u>2</u>
品目	数量								
血圧計	<u>1</u>								
品目	数量								
血圧計	<u>2</u>								

<p>14 頁 別表 4 臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為 備考</p> <p>1 <u>臨床検査技師を目指す学生が臨地実習中に実施すべき基本的行為は、患者の安全を確保するためにも、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。</u></p> <p>2 <u>臨床検査技師の資格を有さない学生が、臨床の現場で診療の補助に関わる行為を行うことから、個々の患者から同意を得た上で実施すること。</u></p>	<p>14 頁 別表 4 臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為 備考</p> <p>1 <u>患者の安全の確保の観点から、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。</u></p> <p>2 <u>個々の患者から同意を得た上で実施すること。</u></p>
--	---

(別添)

医政発0331第85号

令和3年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公印省略)

臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて

臨床検査技師学校養成所指定規則については、平成12年に教育科目の名称を定める規定から教育の内容を定める規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降大きな改正は行われなかったが、この間、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大等により、臨床検査技師に求められる役割や知識等は変化してきた。これら臨床検査技師を取り巻く環境の変化に対応するため、令和元年12月から「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和2年4月8日に報告書を取りまとめたところである。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「臨床検査技師養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしくお願ひする。

特に臨地実習については、「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、必ず実施させる行為、必ず見学させる行為、実施することが望ましい行為の3区分として個別具体的な行為が検討され、臨地実習の質を底上げする取組みが図られたことから、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしくお願ひする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

並びに、本ガイドラインは、2022年（令和4年）4月1日から適用することとし、「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第27号都道府県知事宛本職通知）は、2022年（令和4年）4月1日をもって廃止する。

[別紙]

臨床検査技師養成所指導ガイドライン

1 設置計画書に関する事項

臨床検査技師養成所（以下「養成所」という。）について、都道府県知事の指定を受けようとするとき又は学生の定員を増加しようとするときは、その設置者は、授業を開始しようとする日（学生の定員を増加しようとする場合は変更を予定する日）の1年前までに次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書（学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書）をその設置予定地（学生の定員を増加しようとする場合は養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。

- (1) 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 養成所の名称
- (3) 位置
- (4) 設置予定年月日（定員の変更にあっては、変更予定年月日）
- (5) 入学予定定員（定員の変更にあっては、現在の定員及び変更予定定員）
- (6) 長の氏名及び履歴
- (7) 収支予算及び向う2年間の財政計画

2 一般的な事項

- (1) 臨床検査技師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。
- (2) 指定規則第5条第1項の変更の承認申請は、変更を行おうとする日の3か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- (3) 養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地、校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

3 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとすること。
- (4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

4 教員に関する事項

- (1) 養成所の長は、保健医療、教育又は学術に関する業務に5年以上従事した者であり、臨床検査技師教育を十分に理解し、明確な教育方針をもった者であること。
- (2) 全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれにあてることができること。
- (3) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は、過重にならないよう15時間を標準とすること。
- (4) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。
- (5) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者（以下、「実習調整者」という。）として、専任教員から1名以上配置すること。

5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 授業の方法は対面授業によるものとする。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。
- (4) 臨地実習については、実習時間の3分の2以上は医療機関において行うこと。
- (5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、

当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表の備考2に定める大学、高等専門学校、養成所等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができる。

(6) 1の授業科目について同時に授業を行う学生の数は、40人以下であること。

ただし、授業の方法、施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。

(7) 臨地実習前の技能修得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験等）に当たっては、別表3を参照すること。

6 臨地実習に関する事項

(1) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。

(2) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入れ可能な数とし、1検査室につき5人程度を限度とすること。

(3) 臨地実習に当たっては、指定規則別表第二に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させることに加え、別表4に掲げる実施することが望ましい行為を参考として実施すること。

7 施設設備に関する事項

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入学定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 実習室の広さは、学則に定める入学定員の定員1人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

(3) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(4) 微生物学実習等顕微鏡を使用する実習室は、他の実習室と区分して整備すること。

(5) 教育上必要な機械器具及び標本は、別表2を標準として整備すること。

(6) 教育上必要な専門図書は1000冊以上、学術雑誌は10種類以上を備えていること。

8 その他

(1) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生または父兄から寄附金その他の

名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 指定規則第6条第1項の報告は確実にかつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

9 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後にあっては指定申請中）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別表1

教育内容と教育目標

教育内容		単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。国際化及び情報化社会に幅広く対応できる能力を養う。
	人間と生活・社会の理解		被検者との良好な人間関係を構築するため必要なコミュニケーション能力を養う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。臨床検査の対象者の人権尊重とQOL向上さらに地域社会の活性化に寄与できる人材を育成する。
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を修得するための基礎能力を養う。 また、採血、検体採取及び生理学的検査に対応するために、解剖学、薬理学、栄養学などの観点から、系統立てて理解する。

	臨床検査の基礎とその疾病との関連	5	高度化する医療ニーズに対応した検査情報の提供を実践するため、臨床検査の基礎となる知識と技術及び臨床栄養、病態薬理、認知症の検査等の基礎を学修し、救急や病棟、在宅など様々な現場で行われる臨床検査を理解するとともに、疾病の成因を系統的に把握、理解する。
	保健医療福祉と臨床検査	4	保健・医療・福祉の制度を学び、臨床検査技師として、予防医学、在宅医療、地域包括ケアシステムや多職種連携について学修し、疫学的分析法の理論と技術及び臨床検査との関連について理解するとともに、医療チームの一員としての自覚を養う。
	医療工学及び医療情報	4	医療分野における工学的手法の基礎と概要及び安全性対策を理解・実践できる能力を養うとともに、医療情報科学の理論と実際を修得する。
専門分野	病態学	7	各種疾患の病態を体系的に学び、疾患と臨床検査との関わりについて理解し、各種検査データから、患者の病態を把握、評価することにより、適切な検査データを提供することにより医療チームの一員として臨床に対して支援する能力を養う。
	血液学的検査	4	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査について、血液学的検査の観点からの知識と技術を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	病理学的検査	5	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査について、病理学的検査の観点からの知識と技術を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	尿・糞便等一般検査	3	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び寄生虫学とその検査について学び、各種生体試料について、尿・糞便等一般検査の

			観点からの生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
生化学的検査・免疫学的検査	6		各種生体試料に含まれる成分について、生化学的検査・免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
遺伝子関連・染色体検査	2		遺伝子、染色体、ゲノムの概念と基礎知識を学び、各種生体試料に含まれる成分について、遺伝子検査の観点から各種分析法の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
輸血・移植検査	4		病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子関連に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
微生物学的検査	6		微生物の病原性と感染の仕組みを理解し、病原性と遺伝子、感染症治療薬に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
生理学的検査	10		人体からの生体機能情報を収集するための理論と手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。 また、外来、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を修得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。
臨床検査総合管理	6		医療機関等における臨床検査の意義を理解し、臨床検査の精度管理・品質保証及び人材・業務・機器・情報・運営・安全に関する管理法を修得するとともに、職業倫理を高める。 また、予防医学における臨床検査（健康診断）の重要性、衛生検査所（検診センター）の役割と業務について理解を深めるとともに、臨床検査室および

		衛生検査所に対する認証制度の重要性を理解する。
医療安全管理	2	臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全と患者接遇に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。 採血・検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。医療事故等発生の要因分析とその対策について学ぶ。
臨地実習	12	臨床検査技師としての基本的な実践技術及び施設における検査部門の役割を理解し、患者との適切な対応を学ぶ。また、臨床現場（救急、病棟、在宅等）や健診、衛生検査所等での役割と業務や、施設内のチーム（栄養サポートチーム、糖尿病療養指導チーム、感染制御チーム、抗菌薬適正使用支援チーム等）の役割と実施内容を理解するとともに、医療チームの一員としての責任と自覚を養い、適切な接遇マナーを身につける。
合計	102	

別表2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

教育分野	品名	数量
共通する機械器具	遠心機	6
	冷却遠心機	1
	電気冷蔵庫	2
	冷凍庫（ディープフリーザー）	1
	恒温装置	4
	乾燥器	2
	純水製造装置	1
	検査器具洗浄器	4
	気圧計	1

	数取り器	適當数	
	写真用器具一式	1	
	ストップウォッチ	適當数	
	搅拌装置 (マグネチックスター)	4	
	採血セット一式	適當数	
	舌圧子一式	適當数	
	口腔・鼻腔吸引用器具とチューブ一式	適當数	
	検体採取用ブラシ一式	適當数	
	イオンメーター (pH計を含む)	4	
	微量分注装置 (マイクロピペット)	適當数	
	天びん (電子天びんも含む)	6	
	プロジェクター (スライド、OHP、ビデオ方式を含む)	2	
専門基礎分野	医療工学及び医療情報	電気回路実験装置	1
		増幅素子実験装置	1
		医用増幅装置 (ポリグラフも可)	1
		電気回路試験器 (テスタ)	4
		パーソナルコンピュータ	2人に1台以上
専門分野	血液学的検査/病理学的検査	双眼顕微鏡	2人に1台以上
		複双眼顕微鏡 (教育用顕微鏡)	1
		顕微投影機 (顕微テレビも可)	1
		蛍光顕微鏡	1
		実体顕微鏡	2
		顕微鏡用位相差装置	2
		偏光装置	2
		測微装置	2
		写真撮影装置	1
		滑走式ミクロトーム	4
		*凍結切片用ミクロトーム	1

	(クリオスタートを含む)	
	*連続切片用ミクロトーム	1
	パラフィン溶融器	1
	切片伸展器	2
	*電気脱灰装置	1
	*自動包埋装置	1
	*電子顕微鏡標本作製装置	1
	*血液像自動分類装置	1
	自動血球計数装置	1
	血球計算器具	適当数
尿・糞便等一般検査	たん白屈折計	4
/生化学的検査・免 疫学的検査/遺伝子 関連・染色体検査	尿比重計	適当数
	*液体クロマトグラフ装置 (高速液体クロマトグラフを含む)	1
	分光光度計	6
	酵素反応速度装置	1
	電気泳動装置	4
	自記濃度計 (デンシトメータ)	1
	紫斑計	1
	赤沈測定装置	1
	ヘマトクリット用遠心機	2
	*血液ガス分析装置	1
	*ガスクロマトグラフ	1
	*特殊分光光度計 (蛍光、赤外等)	1
	*自動生化学分析装置	1
	*血液凝固機能検査装置	1
	*電解質測定装置 (炎光光度計を含む)	1
	*血小板凝集測定装置	1
	遺伝子增幅用恒温槽	1

	核酸検出装置	1
	* 浸透圧計	1
輸血・移植検査/微生物学的検査	高压蒸気滅菌器	2
	乾熱滅菌器	1
	煮沸消毒器	2
	ふ卵器	2
	集落計算盤	2
	嫌気性培養器	2
	細菌濾過装置	1
	低温恒温器	1
	血液型判定用加温観察箱	4
	水平振とう器	4
	マイクロタイマー式	適当数
	* 薬剤感受性測定装置	1
	* 自動菌種同定装置	1
	マイクロプレート用リーダー	1
	マイクロプレート用ウォッシャー	1
	* 自動血球洗浄器	1
	* フローサイトメーター	1
生理学的検査	心電計	4
	心電・心音・脈波計	1
	脳波計	1
	超音波検査装置	2
	呼吸機能検査装置	2
	* 筋電計	1
	* 聴力検査装置	1
	* 眼底写真撮影装置	1
	* 誘発電位検査装置	1
	* 熱画像検査装置	1

	* 磁気共鳴画像検査装置	1
	* 眼振電図計測装置	1
	* 重心動搖計測装置	1
	* 経皮的血液ガス分圧測定装置	1
	電気味覚計	1
	血圧計	2
	聴診器	2
標本及び模型	病理組織学的標本及び模型	適当数
	寄生虫・原虫・衛生動物の標本の模型	適當数
	人体模型	1
	人体骨格模型	1
	人体内臓模型一式（鼻・口腔・咽頭部、下部消化管を含む）	1
	採血静注模型（電動式シミュレータ）	適當数

備考 *を付けたものについては、養成所あるいは実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

別表3

臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容（例）

大項目	小項目	評価内容
生理学的検査	標準 12 誘導心電図検査	自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		心電図波形の成り立ちを説明できる
		標準 12 誘導心電図の電極の取り扱いができる
		標準 12 誘導心電図の電極の装着部位を説明できる
		標準 12 誘導心電図の誘導法を説明できる
		標準 12 誘導心電図検査を実施できる
		心電図波形の計測ができる
		心電図波形とアーチファクトの判別ができる
		正常心電図の判読ができる
	肺機能検査 (スピロメトリー)	異常心電図の判読ができる
		自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		測定に必要な生体項目（性別、年齢、身長など）を説明できる

		フィルター・マウスピース・ノーズクリップの装着が正しくできる VC (Vital Capacity, 肺活量) の測定手技と声掛けが正しく最大限の努力を強いている FVC (Forced Vital Capacity, 努力性肺活量) の測定手技と声かけが正しく最大限の努力を強いている FVC 測定時に最大吸気流量を確認している 数値結果を正しく評価できる フローボリューム曲線を正しく評価できる
形態に関する検査	末梢血塗抹標本作製	塗抹標本を作製できる
	末梢血塗抹標本の観察（白血球分画）	普通染色（ライト染色等）ができる 普通染色した標本を用いて白血球を分類（白血球6分類）できる
血液型判定	ABO 血液型検査	オモテ検査に適した試料を調整できる 試験管法、スライド（ガラス）法によるオモテ検査を正しく実施できる 試験管法による標準血球液を用いてウラ検査を正しく実施できる オモテ検査、ウラ検査の結果を正しく判定できる
		RhD 血液型検査に適した試料を調整できる 試験管法、スライド（ガラス）法を正しく実施できる 必要に応じて D 陰性確認試験を実施できる D 陰性確認試験の結果を正しく判定できる
尿沈渣検査	JCCLS の指針に基づく標準的手法による	尿検体を攪拌し、尿カップから沈渣用遠沈管へ分注することができる
		分注量を理解している
		沈渣成分を分離できる
		適量の沈渣を残して遠心上清を吸引できる
		スライドガラスに必要情報を記入することができる
		スライドガラスに適量の沈渣を載せることができる
		空気が入らないようにカバーガラスをかけることができる
		染色液を選択することができる
	尿沈渣標本の作製	1枚のスライドガラスに無染と染色の両標本を作製することができる
		10分程度で標本を作製することができる
		弱拡大と強拡大それぞれの対物レンズを選択できる
	鏡検法-顕微鏡操作	コンデンサ絞りを調整することができる
		標本をステージ上で移動することができる
	鏡検法-鑑別とカウント	代表的な尿沈渣成分を鑑別することができる
		カウント結果を表すことができる

	結果から主な病態を推定できる
--	----------------

別表4

臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為

分類	臨地実習において実施させることが望ましい行為
検体検査	血栓・止血検査 HE染色や特殊染色検査 病理標本観察 細胞診標本作成と鏡検 尿沈渣検査 血液ガス分析検査 交差適合試験 不規則抗体検査 同定・薬剤感受性試験
その他	採血室業務（採血行為を除く）

備考

- 1 患者の安全の確保の観点から、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。
- 2 個々の患者から同意を得た上で実施すること。

新旧対照表

改 正	現 行
臨床検査技師養成所指導ガイドライン	臨床検査技師養成所指導ガイドライン
1～3 (略)	1～3 (略)
4 教員に関する事項	4 教員に関する事項
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
<u>(5) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者（以下、「実習調整者」という。）として、専任教員から1名以上配置すること。</u>	(新設)
5 授業に関する事項	5 授業に関する事項
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 臨地実習については、実習時間の3分の2以上は医療機関において行うこと。	(4) 臨地実習については、 <u>1単位を45時間の実習をもって計算することとし、実習時間の3分の2以上は医療機関において行うこと。</u>
(5)～(6) (略)	(5)～(6) (略)
<u>(7) 臨地実習前の技能修得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験等）に当たっては、別表3を参照すること。</u>	(新設)
6 臨地実習に関する事項	6 臨地実習に関する事項
(1) (略)	(1) (略)
(削除)	<u>(2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者として5年以上の実務経験、業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。</u>
(3) (略)	(3) (略)
<u>(4) 臨地実習に当たっては、指定規則別表第二に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させること</u> に加え、別表4に掲げる実施することが望ましい行為を参考として実施すること。	(新設)
7～9 (略)	7～9 (略)
別表1	別表1
教育内容と教育目標	教育内容と教育目標

教育内容		単位数	教育目標	教育内容		単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	<u>科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。国際化及び情報化社会に幅広く対応できる能力を養う。</u> <u>被検者との良好な人間関係を構築するため必要なコミュニケーション能力を養う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。臨床検査の対象者の人権尊重とQOL向上さらに地域社会の活性化に寄与できる人材を育成する。</u>	科学的思考の基盤	14	<u>科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。</u> <u>生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。</u>	
	人間と生活・社会の理解						
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	<u>人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を修得するための基礎能力を養う。</u> <u>また、採血、検体採取及び生理学的検査に対応するために、解剖学、薬理学、栄養学などの観点から、系統立てて理解する。</u>	人体の構造と機能	8	<u>人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を習得するための基礎能力を養う。</u> <u>また、微生物学的検査、味覚検査、嗅覚検査に対応して、解剖及び薬理について、系統立てて理解する。</u>	
	臨床検査の基礎とその疾病との関連	5	<u>高度化する医療ニーズに対応した検査情報の提供を実践するため、臨床検査の基礎となる知識と技術及び臨床栄養、病態薬理、認知症の検査等の基礎を学修し、救急や病棟、在宅など様々な現場で行われる臨床検査を理解するとともに、疾病的成因を系統的に把握、理解する。</u>	医学検査の基礎とその疾病との関連	5	<u>医学・医療における検査の基礎を学習し、疾病的成因を系統的に把握、理解する。</u>	
	保健医療福祉と臨床検査	4	<u>保健・医療・福祉の制度を学び、臨床検査技師として、予防医学、在宅医療、地域包括ケアシステムや多職種連携について学修し、疫学的分析法の理論</u>	保健医療福祉と医学検査	4	<u>保健・医療・福祉の制度を理解し、予防医学と検査の関連並びに疫学的分析法の理論と技術を学び、医療チームの一員としての自覚を養う。</u>	

			と技術及び臨床検査との関連について理解するとともに、医療チームの一員としての自覚を養う。				
	医療工学及び医療情報	(略)	(略)				
専門分野	病態学	7	各種疾患の病態を体系的に学び、疾患と臨床検査との関わりについて理解し、各種検査データから、患者の病態を把握、評価することにより、適切な検査データを提供することにより医療チームの一員として臨床に対して支援する能力を養う。	専門分野	医療工学及び情報科学	(略)	(略)
	血液学的検査	4	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査について、血液学的検査の観点からの知識と技術を修得し、結果の解析と評価について学修する。		臨床病態学	6	各種疾患の病態を体系的に学び、疾患と医学検査との関わりについて理解・評価し、臨床に対して支援する能力を養う。
	病理学的検査	5	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査について、病理学的検査の観点からの知識と技術を修得し、結果の解析と評価について学修する。		形態検査学	9	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査についての知識と技術を習得し、結果の解析と評価について学習する。
	尿・糞便等一般検査	3	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び寄生虫学とその検査について並び、各種生体試料について、尿・糞便等一般検査の観点からの生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。		生物化学分析検査学	11	各種生体試料に含まれる成分について、遺伝子解析等を含む生物化学的分析の理論と実際を習得し、結果の解析と評価について学習する。
	生化学的検査・免疫学的検査	6	各種生体試料に含まれる成分について、生化学的検査・免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修				

		する。			
遺伝子関連・染色体検査	<u>2</u>	遺伝子、染色体、ゲノムの概念と基礎知識を学び、各種生体試料に含まれる成分について、遺伝子検査の観点から各種分析法の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。			
輸血・移植検査	<u>4</u>	病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子関連に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。	病因・生体防御検査学	<u>10</u>	病因・生体防御の仕組みを理解し、感染・免疫・遺伝子・輸血・移植に関する検査の理論と実際を習得し、結果の意義及び評価について学習する。
微生物学的検査	<u>6</u>	微生物の病原性と感染の仕組みを理解し、病原性と遺伝子、感染症治療薬に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。			
生理学的検査	<u>10</u>	人体からの生体機能情報を収集するための理論と手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。 また、外来、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を修得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。	生理機能検査学	<u>9</u>	生体からの生理機能情報を収集するための理論と実際について習得し、結果の解析と評価について学習する。また、検査時の急変の対応についても学ぶ。
臨床検査総合管理	<u>6</u>	医療機関等における臨床検査の意義を理解し、臨床検査の精度管理・品質保証及び人材・業務・機器・情報・運営・安全に関する管理法を修得するとともに、職業倫理を高める。 また、予防医学における臨床検査（健康診断）の重要性と衛生検査所（検診センター）の役割と業務に	検査総合管理学	<u>7</u>	医療機関等における医学検査の意義を理解し、総合的精度管理及び機器・情報・運営・安全に関する管理法を習得するとともに、職業倫理を高める。

		について理解を深めるとともに、臨床検査室および衛生検査所に対する認証制度の重要性を理解する。
医療安全管理	2	<p><u>臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全と患者接遇に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。</u></p> <p><u>採血・検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。医療事故等発生の要因分析とその対策について学ぶ。</u></p>
臨地実習	12	<p><u>臨床検査技師としての基本的な実践技術及び施設における検査部門の役割を理解し、患者との適切な対応を学ぶ。また、臨床現場（救急、病棟、在宅等）や健診、衛生検査所等での役割と業務や、施設内のチーム（栄養サポートチーム、糖尿病療養指導チーム、感染制御チーム、抗菌薬適正使用支援チーム等）の役割と実施内容を理解するとともに、医療チームの一員としての責任と自覚を養い、適切な接遇マナーを身につける。</u></p>
合計	102	

別表2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

教育分野	品名	数量
共通する機械器具	(略)	(略)
	舌圧子一式	適当数
	口腔・鼻腔吸引用器具とチューブ一式	適当数

医療安全管理	1	<p><u>臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。</u></p> <p><u>検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。</u></p>
臨地実習	7	<p><u>臨床検査技師としての基本的な実践技術及び施設における検査部門の運営に関する知識を習得し、被験者との適切な対応を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。</u></p>
合計	95	

別表2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

教育分野	品名	数量
共通する機械器具	(略)	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

		検体採取用ブラシ一式	適当数
専門基礎分野	(削除)	(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
医療工学及び医療科学	(略)	(略)	(略)
専門分野	血液学的検査/病理学的	(略)	(略)
検査	(削除)	(削除)	
	自動血球計数装置	1	
	血球計算器具	適當数	
尿・糞便等一般検査/生化学的検査・免疫学的	(略)	(略)	
検査/遺伝子関連・染色	(削除)	(削除)	
体検査	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	
輸血・移植検査/微生物	(略)	(略)	

		(新設)	(新設)
専門基礎分野	保健医療福祉と医学検査	ガス検知装置	1
		集塵計	1
		騒音計	1
		照度計	1
		水質検査装置	1
医療工学及び情報科学	(略)	(略)	(略)
専門分野	形態検査学	(略)	(略)
		暗視野装置	4
		舌圧子一式	適當数
		口腔・鼻腔吸引用器具とチューブ一式	適當数
		検体採取用ブラシ一式	適當数
		電気味覚計	1
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
専門分野	生物化学分析検査学	(略)	(略)
		薄層クロマトグラフ装置	適當数
		血圧計	2
		聴診器	2
		自動血球計数装置	1
		血球計算器具	適當数
		*放射性同位元素計測装置	1
		病因・生体防御検査学	(略)

学的検査		
生理学的検査	(略)	(略)
	電気味覚計	<u>1</u>
	血圧計	<u>2</u>
	聴診器	<u>2</u>
標本及び模型	(略)	(略)

備考 (略)

別表3

臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容（例）

大項目	小項目	評価内容
生理学的検査	標準 12 誘導心電図検査	自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		心電図波形の成り立ちを説明できる
		標準 12 誘導心電図の電極の取り扱いができる
		標準 12 誘導心電図の電極の装着部位を説明できる
		標準 12 誘導心電図の誘導法を説明できる
		標準 12 誘導心電図検査を実施できる
		心電図波形の計測ができる
		心電図波形とアーチファクトの判別ができる
		正常心電図の判読ができる
		異常心電図の判読ができる
肺機能検査 (スピロメトリー)		自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		測定に必要な生体項目（性別、年齢、身長など）を説明できる
		フィルター・マウスピース・ノーズクリップの装着が正しくできる
		VC (Vital Capacity, 肺活量) の測定手技と声掛けが正しく最大限の努力を強いている
		FVC (Forced Vital Capacity, 努力性肺活量) の測定手技と声掛けが正しく最大限の努力を強いている
		FVC 測定時に最大吸気流量を確認している

生理機能検査学	(略)	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
標本及び模型	(略)	(略)

備考 (略)

(新設)

		数値結果を正しく評価できる フローボリューム曲線を正しく評価できる
形態に関する検査	末梢血塗抹 標本作製	塗抹標本を作製できる
	末梢血塗抹標本の観察 (白血球分画)	普通染色（ライト染色等）ができる 普通染色した標本を用いて白血球を分類（白血球6分類） できる
血液型判定	ABO 血液型検査	オモテ検査に適した試料を調整できる 試験管法、スライド（ガラス）法によるオモテ検査を正しく実施できる 試験管法による標準血球液を用いてウラ検査を正しく実施できる オモテ検査、ウラ検査の結果を正しく判定できる
		RhD 血液型検査に適した試料を調整できる 試験管法、スライド（ガラス）法を正しく実施できる 必要に応じて D 陰性確認試験を実施できる D 陰性確認試験の結果を正しく判定できる
尿沈渣検査	JCCLS の指針に基づく標準的手法による 尿沈渣標本の作製	尿検体を攪拌し、尿カップから沈渣用遠沈管へ分注することができる 分注量を理解している 沈渣成分を分離できる 適量の沈渣を残して遠心上清を吸引できる スライドガラスに必要情報を記入することができる スライドガラスに適量の沈渣を載せることができる 空気が入らないようにカバーガラスをかけることができる 染色液を選択することができる 1枚のスライドガラスに無染と染色の両標本を作製することができる 10分程度で標本を作製することができる
		弱拡大と強拡大それぞれの対物レンズを選択できる コンデンサ絞りを調整することができる 標本をステージ上で移動することができる
		代表的な尿沈渣成分を鑑別することができる カウント結果を表することができる 結果から主な病態を推定できる

別表4

(新設)

臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為

分類	臨地実習において実施させることが望ましい行為
検体検査	<u>血栓・止血検査</u> <u>HE 染色や特殊染色検査</u> <u>病理標本観察</u> <u>細胞診標本作成と鏡検</u> <u>尿沈渣検査</u> <u>血液ガス分析検査</u> <u>交差適合試験</u> <u>不規則抗体検査</u> <u>同定・薬剤感受性試験</u>
その他	<u>採血室業務（採血行為を除く）</u>

備考

- 1 臨床検査技師を目指す学生が臨地実習中に実施すべき基本的行為は、患者の安全を確保するためにも、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。
- 2 臨床検査技師の資格を有さない学生が、臨床の現場で診療の補助に関わる行為を行うことから、個々の患者から同意を得た上で実施すること。

臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会における法令関連の改正に関するQ & A

令和3年3月31日

○ 本Q & Aについて

科目承認校が従う臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号ニの規定に基づき厚生労働大臣が定める科目（昭和62年厚生省告示第21号）及び、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目（昭和62年厚生省告示第22号）に規定する科目については、昭和62年に見直しが行われ、指定校が従う臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和45年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。）については、平成12年にカリキュラムの弾力化等による見直しが行われました。

以降、平成27年の業務範囲の見直しによる上記関係法令への関係科目の追加を除き、大きな改正は行われませんでした。この間、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大、検査機器の高度化等により、臨床検査技師に求められる役割や知識等は変化してきました。このような状況を踏まえ、質の高い臨床検査技師を育成するため、令和元年12月から「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和2年4月8日に報告書を取りまとめました。

本報告書を踏まえ、令和2年12月23日に臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下「施行令」という。）、指定規則、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目（令和3年厚生労働省告示第49号。以下「告示で定める科目」という。）を改正し、また、臨床検査技師養成所指導ガイドライン（令和3年3月31日医政発0331号第85号厚生労働省医政局長通知。以下「指導ガイドライン」という。）を定めました。

本Q & Aについては、上記の改正事項について、具体的な考え方の例を整理したので、下記の事項にご留意願います。

○ 目次

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】	2
【2. 告示で定める科目とその審査基準の見直しについて】	4
【3. 臨地実習の在り方について】	5
【4. その他】	8

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】

○ 教育内容と教育目標及びその単位数について

問1－指定規則の見直し内容により、教育内容欄に「血液学的検査」など、「〇〇学的」という用語が用いられることとなったが、その趣旨及び「的」の示す内容は何か。また、省令で使用している「〇〇学的」という表現を、告示で定める科目の名称で用いていないのは何故か。

(答) 今回の見直しに当たって、使用する用語を統一してわかりやすくする観点から、指定規則で定める教育内容について、臨床検査技師の業務内容として臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）で規定する検体検査の名称にあわせ変更した。また、告示で定める科目における科目の名称については、上記の観点を踏まえつつ、学問名にすることで「学」が重複しないよう名称を定めた。

問2－臨地実習を受ける学生について、技能修得に大きなばらつきがあると感じているが、臨地実習の履修単位数を増やすことと同時に、何か対応はしているのか。

(答) これまででは施行令第18条で定める受験資格の区分ごとに、各学校養成所が必修として教授すべき内容や単位数に違いがあったが、今回の改正において、各養成ルートにおいて修得する知識や技能の水準の統一が図られるよう、臨地実習において実施すべき行為等を見直した。また、臨地実習を行う前に、学生が一定の資質を備えていることを確認するため、技能修得到達度評価を行うこととした。

問3－臨地実習で1単位は技能修得到達度評価を行うこととあるが、テストのみでも1単位として扱うことができるのか。

(答) 技能修得到達度評価は、臨地実習に必要な技能・態度を備えていることの確認及び必要な指導を目的としており、技術・知識の到達度を確認する上でのポイントや評価法等の指導、シミュレーション実習の実施指導等の実施が含まれる。このため、テストのみを行うことは想定していない。

問4－臨地実習12単位中の1単位は臨地実習前の技能修得到達度評価とあるが、臨地実習前の技能修得到達度評価を2単位分行ったら、臨地実習は10単位で良いのか。

(答) 教育の内容は定めるもの以上であることを求めており、臨地実習前の技能修得到達度評価1単位を超えて実施した場合においても、11単位は臨地実習に充てること。

○ 臨地実習の1単位の時間数について

問5－養成施設において臨地実習前の技能修得到達度評価を1単位行うことを必修とすることが追加されたが、単位時間の考え方については臨地実習と同様（30～45時間）でよいのか。学生一人毎に実施する必要があるのか。

(答) 単位時間の考え方については貴見のとおり。講義・実習・評価時間は1人の学生の時間ではなく、1学級毎にカウントすること。

問6－臨地実習は、自己学修と臨地実習施設での実習を合わせた時間となるのか。また、自己学修の時間を含めても良いのであれば、どの程度の時間を許容して良いのか。

(答) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間は、30～45時間の範囲で定めることとしている。そのため、授業時間外に必要な学修等と判断できる自己学修を行った場合については、1単位当たり15時間までの範囲で、授業時間に換算して差し支えない。

【2. 告示で定める科目とその審査基準の見直しについて】

○ 告示で定める科目等について

問7－医動物は重要な感染症の原因の一つであり、その特徴や検査診断に関して学ぶ必要があるが、告示で定める科目から除いたのはなぜか。

(答) 告示で定める科目については、問1の回答のとおり、法及び指定規則で規定する検体検査の名称に平仄をあわせたところであるが、国際標準分類であるISO15189の運用等による区分において、医動物に関する内容は「尿・糞便等検査」中の「糞便検査」に「寄生虫学的検査」として規定されており、改正後の告示に定める科目においても、「尿・糞便等一般検査学」の中で、引き続き学修していただく。

問8－告示で定める科目から、放射性同位元素検査技術学が除かれ、生化学検査学の一部となっているが、このような科目は時間数の定めはないのか。

(答) 告示で定める科目については、各大学がカリキュラムの変更協議を行う際の審査基準をお示しした通知において、単位数をお示ししている。例として、生化学検査学は免疫検査学と合わせて6単位としており、生化学検査学のなかで生化学的検査と放射性同位元素検査技術学を教授することとなるが、その単位数内での割合に規定は設けていない。

○ 教科内容及び時間数の審査基準について

問9－これまで科目承認校では告示で定める科目の時間数から、各校の単位に換算して授業を組み立てているが、改正後は各校の単位に合わせ、時間数は考慮しなくて良いのか。

(答) 時間数を定める方式から単位数を定める方式に改め、指定規則の教育内容の単位数と整合性がある単位数となるよう見直している。そのため、大学設置基準第21条第2項の規定の例による単位の計算方法に基づき、各養成施設が定める講義・演習・実習の単位の取り扱いと同様の取り扱いとされたい。

問10－告示で定める科目の審査基準において、「○を除き()の項目については講義・実習の参考例を示している」と説明されているが、()の項目は参考例として、各養成施設の判断で実施を決めれば良いのか。

(答) 告示で定める科目の審査基準については、これまで「○」、「-」という形式で基準をお示していたところ、今般、告示で定める科目の審査基準を見直し、「○」以外の項目については、参考例を参考としつつ、各養成施設においてカリキュラムを立案、実施していただくこととした。

問11－告示で定める科目の教科内容及び単位数にかかる科目承認校の協議に当たっては、その学校における獣医学や薬学などの課程で教育する教科内容等であっても協議対象に含まれるのか。

(答) 含まれるものとする。

【3. 臨地実習の在り方について】

○ 臨地実習において学生に実施させるべき行為に関する事項について

問 12—臨地実習で学生が経験すべき行為として、必ず実施させる行為、必ず見学させる行為が明記されているが、すべての行為を実施していない施設もある。そのような際、これらを行えるよう、複数の施設で臨地実習を行っても良いのか。

(答) 臨地実習に当たっては、実習時間の3分の2以上を病院又は診療所において行う必要があるが、これを満たす限りは、複数の施設で実習を実施して差し支えない。

○ 臨地実習における教育分野毎の実習期間配分に関する事項について

問 13—臨地実習 12 単位の内、3 単位以上は生理学的検査に関する実習を行うこととして指定規則及び告示で定める科目の審査基準において定めているが、患者と接する分野であり実習期間の確保が難しいのではないか。

(答) 学内実習では経験のできない、患者と接する行為を経験することは臨地実習の本来の目的でもあることから、1 施設では実習期間を確保できない場合には、複数施設での実習の合計で期間を確保する調整いただきたい。なお、上記課題を踏まえ、日本臨床衛生検査技師会と日本臨床検査学教育協議会において、学生と臨地実習施設のマッチングができる仕組みを検討していただくこととしている。

○ 臨地実習における患者同意について

問 14—学生に必ず実施させるべき行為を実施する際、どのように患者同意を得ればいいか。

(答) 同意の取得方法については、院内掲示のみの場合、必ずしも患者がそれらを視認するとは限らず、また、同意の意思を確認することも困難であるため、口頭又は文書での同意の確認を得ること。なお、同意した場合であっても、患者はこれを撤回する権利がある旨も併せて説明すること。

○ 臨地実習において学生に必ず実施させるべき行為について

問 15—学生に必ず実施させるべき行為について、患者からの同意を得ることが出来ず、やむを得ない場合については患者に対してではなく、学生同士で実習を行わせても差し支えないか。

(答) 「必ず実施させる行為」については、患者に対して実施していただくこと。なお、実習に当たって、ある分野の実習を実施している際に別の分野の実習についても同意を得られた場合は、当該別の分野の実習についても併せて実施するなど、各学校養成所において柔軟に対応をいただきたい。

問 16—学生に必ず実施させるべき行為については、すべて患者及び患者検体で行わなければならないのか。

(答) 学内実習では経験のできない患者と接する行為を経験することは、本来の臨地実習の目的でもあることから、患者の安全を確保した上で、患者及び患者検体で行うこと。

問 17—学生に必ず実施させる行為を実施する際の検査結果の取扱いにおいて注意すべきことは何か。

(答) 資格を有しない学生が、臨床現場で「診療の補助」に当たる行為を行うことから、患者と接する行為を経験する際には個々の患者や患者関係者から同意を得た上で実施すること。また、患者の安全を確保するためにも、学生が実施した検査等の情報をそのまま臨床に提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。

○ 臨地実習において必ず見学させる行為について

問 18—必ず見学させる行為にある「検体採取」について、見学させる検体の指定はあるのか。

(答) 臨床検査技師が業として検体採取を行うことができるものであること。

○ 臨地実習前の評価

問 19—臨地実習前の技能修得到達度評価に関して、統一の評価基準は設定しないとのことだが、評価基準は養成施設ごとに定めても良いか。

(答) 各養成施設で定めて実施していただきたい。

問 20—臨地実習前の評価で学生が一定水準に達しないと判断した場合に、養成施設はどのような対応をするのが望ましいか。

(答) 技能修得到達度評価は、臨床検査技師の資格のない学生が一定の資質を備えた上で臨地実習に送り出せるよう、必要な技能・態度を備えていることの確認及び指導を行うことを目的としており、患者の安全を確保するためにも、技能・態度が一定水準に満たない学生においては必要な指導を行うことで、資質の向上を図っていただきたい。

○ 臨地実習指導者の要件について

問 21—臨地実習指導者の要件の適用には、カリキュラム適用から2年程度の経過措置を設けることとしているが、令和6年に行われる実習全てが適用なのか。

(答) 本改正は令和4年4月より入学する学生に対して適用するものであり、経過措置は2年程度として幅を持たせている。臨地実習においては入学後すぐに実施されるものではないことから、令和4年4月より入学する学生が臨地実習を行うまでに臨地実習指導者の要件を満たせば差し支えない。

問 22—在宅や介護といった訪問医療等での臨地実習指導者は医師又は看護師とすることを妨げないとあるが、この場合の医師や看護師について何か要件はあるか。

(答) 指導に当たる医師や看護師については、臨地実習指導者講習会の修了は求めていないものの、在宅や介護といった訪問医療等に従事し、患者安全に配慮しつつ、学生に指導できるものであることが望ましい。

○ 臨地実習指導者講習会について

問 23—臨地実習指導者講習会は、厚生労働省が開催するのか。また、その開催実施担当者は臨床検査技師の養成施設の教員も関与するのか。

(答) 臨地実習指導者講習会は厚生労働省の定める指針に基づき、講習を企画する団体が厚生労働省に申請し確認を受けて開催する。本講習会の指針では、開催実施担当者として臨地実習調整者を1名以上含むこととしており、養成所の教員の関与が求められる。

問 24—臨地実習指導者講習会の受講対象者にある実務経験とは、常勤のみの換算なのか。パートや非常勤は含まれるのか。

(答) 勤務形態による区別はなく、臨床検査技師として5年以上実務を経験したことを求めるもの。

問 25—実習指導者としてこれまでの指導経験年数が長い場合（例えば10年以上など）、厚生労働省の定める指針に則った臨地実習指導者講習会を受講したものとみなすことはできるか。

(答) 臨地実習指導者の要件として、厚生労働省が定める指針に則った臨地実習指導者講習会を修了した者であることを定めており、指導経験等によって本講習会の修了を免ずることはできない。

問 26—ビデオ・オン・デマンドやWebを活用した形式で行ってよい講義とはどういうものか。

(答) ビデオ・オン・デマンドやWebを活用した形式で実施可能と考えられるテーマについては、当該形式により講義を行って差し支えない。なお、その場合、ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施することが求められる。

一方で、指導者講習会のテーマ③～⑥については、例題を活用し参加者で意見を出し合いながら講義を進行させる講義内容とすることを想定しており、対面による実施を軸とすることが望ましい。

○ 臨地実習調整者の配置について

問 27—臨地実習調整者の配置要件として、学生定員数はないのか。

(答) 学生定員数は臨地実習調整者の配置要件としていない。臨地実習調整者の配置要件は、臨地実習の質の向上を図るため、臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う臨地実習調整者を、専任教員から1名以上配置することとしている。

問 28—臨地実習調整者を専任教員から1名以上配置としているが、学生を受け入れる臨地実習施設にも、そのような窓口が必要ではないか。

(答) 臨地実習指導者が実習施設側の窓口の役割を担うものと考えている。

【4. その他】

○新カリキュラムに係る変更申請の時期について

問 29—令和4年度入学生から新カリキュラムの適用が予定されているが、カリキュラムに係る変更申請はいつまでに行えばよいのか。

(答) 各校には、科目の変更時に提出いただいているものと同様の形式にて、今回もご提出いただくことを予定している。申請に関する通知案内は学校養成所指定規則及び関係告示の改正後の3月末を予定しているため、お待ちいただきたい。

なお、先日、当省の医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会中間取りまとめが行われたことから、今後これを踏まえて関係法令の改正が実施された場合には、それに応じて、カリキュラムの見直しを検討することとなる。